

さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、

甲府、長野及び新潟各地家裁所属の組合員の方へ

共済組織統合により、令和6年4月1日から

共済組合本部の組合員となります！

令和6年4月1日以降使用する
組合員証等の交付等について

4月1日の勤務先は次のいずれかですか？

最高裁

※司研・総研・図書館含む。

東京高裁管内

(管内支部・簡裁・出張所・検審含む。)

裁判所共済組合
本部

※4/1以降使用可

はい

いいえ

裁判所共済組合
〇〇支部

《交付について》
令和6年3月下旬に、新しい本部の組合員証・被扶養者証を交付します。

※4月1日以降から使用できます。

※具体的な交付方法及び回収については、
現在所属する共済組合（支部）から別途
ご連絡します。

《交付について》
これまでどおり、異動先の共済組合（支部）から新所属の組合員証が交付されます。

《回収について》
現在の組合員証・被扶養者証の返還については、
現在所属する共済組合（支部）から御説明しますので、御協力ください。